



令和元年11月29日

同時発表先 : 島根県政記者会・出雲市政記者クラブ

## 宍道湖の不法造成に対して戒告書を発出 ～行政代執行法に基づく手続に着手しました～

国土交通省中国地方整備局は、一級河川斐伊川水系斐伊川(宍道湖)において河川法の許可を得ることなく敷地の造成及び植栽を行った行為に対して、河川の現状回復を命じる戒告書<sup>(※)</sup>を行為者と土砂等の所有者に対して令和元年11月22日付けで発出しました。

履行期限までに原状に回復しないときは、最終的に行政代執行を実施します。

- 行為箇所: 島根県松江市玉湯町湯町地内(別図のとおり)
- 処分理由: 河川法違反
- 根拠条文: 行政代執行法第3条第1項
- 履行期限: 令和3年6月25日

※ 戒告書とは、定められた履行期限までに戒告を受けた者がその内容を履行しなかった場合、行政庁が代執行を行う旨を戒告を受ける者に告知する文書です。

### <問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局

出雲河川事務所 TEL(0853)21-1850 【代表】(平日 8:30～17:15)

総括保全対策官

やまがた こういち

山形 浩一

ほそだ ひろし

細田 博

【担当】 占用調整課長

○ 出雲河川事務所ウェブサイト <http://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/>

## 【これまでの経緯及び今後の対応予定】

- 行為者が、宍道湖において平成7年から平成19年まで及び平成27年に土砂等による造成を行う。（河川法の許可を得ないまま行われた違法行為）
  - 平成7年～平成27年 行為者に対し、計34回の指示書を交付。
  - 平成30年1月 行為者及び土砂等の所有者に対し、弁明機会付与通知書を発出。
  - 平成30年2月 行為者及び土砂等の所有者に対し、不利益処分の理由通知及び監督処分（現状回復命令書の発出）を実施。
  - 令和元年6月25日 監督処分が定める現状回復命令の履行期限が到来。
  
  - 令和元年11月22日 行政代執行法に基づく戒告書を発出。  
（履行期限：令和3年6月25日）
  - 令和3年6月26日以降 不法造成地の撤去がなされない場合、行政代執行。

### [参考] 行政代執行法

第二条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三条 1 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

